

合併協定項目に係る調整状況について(その2) 抜粋

使用料、手数料の取扱いについて

使用料の種類	施設の名称		ときがわ町 (調整結果)
	都幾川村	玉川村	
体育関係施設使用料	都幾川文化体育センター	玉川村トレーニングセンター	・施設ごとの使用料は現行のとおりとする。 ・屋外施設夜間照明使用料は、玉川村の例により、1時間500円とする。 平成18年度から都幾川村の年間会員登録制度を導入する。(屋外夜間照明使用料は、年間登録会員からも別途徴収する。)
	都幾川村民運動場	玉川村総合運動場	
	都幾川村第一球場		
	都幾川村第二球場		
	都幾川村民運動場テニスコート	玉川村総合運動場テニスコート	
	旧大櫛第一小学校夜間照明	玉川中学校夜間照明	
	萩ヶ丘小学校夜間照明		
	明覚小学校夜間照明		
公園関係施設使用料		玉川村雀川砂防ダム公園	玉川村ホタルの里公園使用料に合わせる。
		玉川村ホタルの里公園	現行のとおり

年間会員登録制度とは、年間登録使用料を支払えば町が管理する体育施設の基本使用料が無料となる制度で「年間会員」と「ファミリー特別会員」がある。

手数料の種類	単位	現況		ときがわ町 (調整結果)
		都幾川村	玉川村	
情報公開に係る写しの作成費用 白黒の場合 カラーの場合	1枚につき	200円 実費	300円 1000円	300円 1000円
固定資産税に関する証明手数料	1件につき	200円 土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、1筆又は1棟を増すごとに50円を加える。	200円 6筆(棟)までを1件とする。	200円 紙1枚を1件とする。
事業所に関する証明手数料	1件につき		200円	200円
住宅用家屋証明	1件につき	1,300円	1,000円	1,300円
公簿、公文書、図面の閲覧、照合	1件につき	200円 公簿、公文書、図面の閲覧は1冊を1件とする。	200円 公簿は1冊、公文書は1事件、土地の図面は1枚、土地名寄帳は1人分をもって1件とする。	200円 公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1冊をそれぞれ1件とする。